

香川県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成23年5月17日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第42号

香川県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則
香川県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和54年香川県規則第46号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
(経営等改善資金の種類等) 第2条 略				(経営等改善資金の種類等) 第2条 県の貸し付ける経営等改善資金の種類及び貸付けの対象費用並びに 1 沿岸漁業従事者等ごと及び1 認定中小企業者ごとの貸付金の限度額及び 償還期間は、次の表のとおりとする。			
経営等改善資金の種類	貸付けの対象費用	貸付金の限度額	償還期間	経営等改善資金の種類	貸付けの対象費用	貸付金の限度額	償還期間
1 略	(1)・(2) 略 <u>(3) サイドスラスターの設置費用</u> (4)～(6) 略	500万円（自動操だ装置を設置する場合には1台につき100万円、遠隔操縦装置を設置する場合には1台につき50万円、 <u>サイドスラスターを設置する場合には1台につき400万円</u> 、レーダーを設置する場合には1台につき180万円、自動航跡記録装置を設置する場合には1台に	略	1 略	(1)・(2) 略 <u>(3)～(5) 略</u>	500万円（自動操だ装置を設置する場合には1台につき100万円、遠隔操縦装置を設置する場合には1台につき50万円、レーダーを設置する場合には1台につき180万円、自動航跡記録装置を設置する場合には1台につき120万円、GPS受信機を設置する場合には1台につき	略

		つき120万円、GPS受信機を設置する場合には1台につき130万円)				130万円)	
2 漁ろう作業省力化機器等設置資金 動力式釣機その他の漁ろう作業を省力化するための機器等の設置に必要な資金	(1) 動力式釣機の設置費用 (2)・(3) 略 (4) 巻取ウインチの設置費用 (5) 放電式集魚灯の設置費用 (6) 漁業用クレーンの設置費用 (7) 漁獲物等処理装置の設置費用 (8) 海水冷却装置の設置費用 (9) 海水殺菌装置の設置費用 (10) 漁業用ソナーの設置費用 (11) カラー魚群探知機の設置費用 (12) 潮流計の	500万円(動力式釣機を設置する場合には1台につき500万円、ラインホーラー等の揚縄機を設置する場合には1台につき120万円、ネットホーラー等の揚網機を設置する場合には1台につき120万円、巻取ウインチを設置する場合には1台につき500万円、放電式集魚灯を設置する場合には1台につき200万円、漁業用クレーンを設置する場合には1台につき400万円、漁獲物等処理装置を設置する場	略	2 漁ろう作業省力化機器等設置資金 動力式釣り機その他の漁ろう作業を省力化するための機器等の設置に必要な資金	(1) 動力式釣り機の設置費用 (2)・(3) 略 (4) 漁業用ソナーの設置費用 (5) カラー魚群探知機の設置費用 (6) 海水冷却装置の設置費用 (7) 巻取りウインチの設置費用 (8) 放電式集魚灯の設置費用 (9) 漁業用クレーンの設置費用	500万円(動力式釣り機を設置する場合には1セットにつき80万円、ラインホーラー等の揚縄機を設置する場合には1台につき120万円、ネットホーラー等の揚網機を設置する場合には1台につき120万円、漁業用ソナーを設置する場合には1台につき150万円、海水冷却装置を設置する場合には1台につき180万円、巻取りウインチを設置する場	略

	設置費用	合にあっては1台につき500万円、海水冷却装置を設置する場合にあっては1台につき180万円、海水殺菌装置を設置する場合にあっては1台につき300万円、漁業用ソナーを設置する場合にあっては1台につき500万円、カラー魚群探知機を設置する場合にあっては1台につき150万円、潮流計を設置する場合にあっては1台につき500万円)				にあっては1台につき70万円（知事が定める者については、300万円）、放電式集魚灯を設置する場合にあっては1セットにつき200万円、漁業用クレーンを設置する場合にあっては1台につき400万円)	
3 略	(1) 補機関（動力取出装置付推進機関を含む。）の設置費用 (2) 略	500万円（補機関（動力取出装置付推進機関を含む。）を設置する場合にあっては1台につき400万円、油圧装置を設置する場合にあっては1台につき500万円)	略	3 略	(1) 補機関（動力取出し装置付き推進機関を含む。）の設置費用 (2) 略	500万円（補機関（動力取出し装置付き推進機関を含む。）を設置する場合にあっては1台につき400万円、油圧装置を設置する場合にあっては1台につき100万円)	略

4～7 略			
8 略	(1) 略 <u>(2)・(3)</u> 略	150万円(転落防止用手すり又は安全カバー装置を設置する場合にあっては50万円、揚網機安全装置を設置する場合にあっては40万円)	貸付けの対象費用の欄(1)から <u>(3)</u> までについては5年以内(据置期間1年以内を含む。)
9 略	<u>(1)</u> 略 <u>(2)～(4)</u> 略 <u>(5)</u> 小型漁船緊急連絡装置の購入費用	130万円(救命胴衣又は消火器を購入する場合にあっては10万円、イーパブを購入する場合にあっては60万円、レーダートランスポンダを購入する場合にあっては65万円、小型漁船緊急連絡装置を購入する場合にあっては1件につき130万円)	貸付けの対象費用の欄(1)及び <u>(2)</u> については2年以内、同欄 <u>(3)</u> から <u>(5)</u> までについては5年以内
10 略	(1) 略	150万円(漁獲物の横移動防止装置を設置する	略

4～7 略			
8 略	(1) 略 <u>(2)</u> 滑り止めの設置費用 <u>(3)・(4)</u> 略 <u>(5)</u> 船上トイレの設置費用	150万円(転落防止用手すり、 <u>滑り止め</u> 又は安全カバー装置を設置する場合にあっては50万円、揚網機安全装置を設置する場合にあっては40万円、 <u>船上トイレ</u> を設置する場合にあっては30万円)	貸付けの対象費用の欄(1)から <u>(4)</u> までについては5年以内(据置期間1年以内を含む。)、 <u>同欄(5)</u> については3年以内
9 略	<u>(1)</u> 膨張式救命いかだの購入費用 <u>(2)</u> 略 <u>(3)</u> 救命浮環又は救命浮輪の購入費用 <u>(4)</u> 信号紅炎の購入費用 <u>(5)～(7)</u> 略	130万円(救命胴衣、救命浮環、救命浮輪、信号紅炎又は消火器を購入する場合にあっては10万円、イーパブを購入する場合にあっては60万円、レーダートランスポンダを購入する場合にあっては65万円)	貸付けの対象費用の欄(1)から <u>(5)</u> までについては2年以内、同欄 <u>(6)</u> 及び <u>(7)</u> については5年以内
10 略	(1) 略 <u>(2)</u> 甲板口のコーミングの	150万円(漁獲物の横移動防止装置、甲板口の	略

	(2) 甲板下の魚倉の設置費用	場合にあっては30万円、甲板上の魚倉を廃し、これに代えて甲板下に魚倉を設置する場合にあっては100万円)			設置費用 (3) 甲板口の閉鎖装置の設置費用 (4) 甲板下の魚そうの設置費用	コーミング又は甲板口の閉鎖装置を設置する場合にあっては30万円、甲板上の魚そうを廃し、これに代えて甲板下に魚そうを設置する場合にあっては100万円)	
11～14 略				11～14 略			
2～4 略				2～4 略			

附 則
この規則は、公布の日から施行する。